

令和4年度 第2回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(グループホーム創設 書類審査・面接審査)

- 開催日時：令和5年1月20日（金） 13時30分～14時30分
- 会 場：堺市役所本館地下一階 B会議室
- 出席委員：委 員 （会長の職務代理者）
- （堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課長） 岡 康之
- 委 員 （関西福祉科学大学 社会福祉学部 非常勤講師） 斉藤 千鶴
- 委 員 （税理士） 澤田 直樹
- 委 員 （森ノ宮医療大学 看護学部 教授） 外村 昌子
- 委 員 （関西大学 人間健康学部 准教授） 種橋 征子
- 委 員 （堺市 健康福祉局 障害福祉部長） 米村 かおる
- 事務局：（堺市 健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課） 土中 和彦 他
- 事業課：（堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課） 鳳野 雪保 他
- 案件名：グループホーム創設に係る書類審査、面接審査及び選定について

発言者	内 容
事務局	開会 令和４年度第２回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	職務代理者の紹介 会長が欠席のため、あらかじめ職務代理者として指名された岡委員を紹介
事務局	配布資料の確認 配布資料の確認を行う。なお、応募書類については事前に事務局より各委員に配付済み。
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	※該当者なし
事務局	審査会の趣旨・目的及び守秘義務についての説明

職務代理者 事業課	案件審議 それでは、議事に入ります。グループホームの創設の選定方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。 グループホーム創設の選定方法及び審査基準の説明 本日、審議していただくのは、グループホームの創設に応募のあった１法人です。 選定方法についてご説明させていただきます。今回、応募が１件であることから、順位付けはなく、適否の審査となります。各委員による採点の結果、基準点である１００点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外となります。なお、規則の規定により議長である職務代理者は採点を行いません。 審査基準についてご説明させていただきます。審査の大項目として、Ⅰ～Ⅲまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「土地・建物、資金計画に関する事項」、Ⅲが「運営に関する事項」で、合計２００点となっております。 各委員におかれましては、書類審査と面接審査の内容に基づき、各項目の採点をしていただきます。それでは、各項目の採点基準を説明します。 ＜グループホーム創設の採点基準を説明＞ 選定方法及び審査基準についての説明は以上です。
職務代理者	グループホーム創設の選定方法と審査基準の説明が終わりました。選定方法と審査基準について、何か質問等ございますか。
委員	※質問なし
職務代理者	選定方法及び審査基準につきまして、本審査会として承認したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	※承認
職務代理者	それでは、グループホーム創設の書類審査に入らせていただきたいと思います。案件についての説明を所管課からお願いします。
職務代理者	書類審査 書類審査に入ります。

	では、事業課から説明をお願いします。
事業課	グループホーム創設案件１件（Ａ法人）について、応募内容の概要説明。 ※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「土地・建物、資金計画に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。
職務代理者	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	※意見交換 ※面接審査についての打合せ
職務代理者	それでは、以上でグループホーム創設の書類審査を終了します。 休憩後に面接審査に入らせていただきます。 （休憩）
職務代理者	面接審査 それでは、面接審査について、事業課から説明をお願いします。
事業課	面接審査の対象はグループホーム創設１法人です。出席者は各法人の代表者と施設管理者、またはそれに準ずる者の２名です。 委員と法人による質疑応答とし、時間は１５分間です。
職務代理者	面接審査の説明について、何か質問はありませんか。
委員	※採点の考え方について確認
職務代理者	それでは、面接審査を始めます。 <Ａ法人入室> <Ａ法人出席者自己紹介・プレゼンテーション> <質疑応答> ①施設整備ビジョン研究部会（法人内に設置）について確認。 ②実習生の受け入れ方針について確認。 ③法人の中長期計画における収支について確認。 ④虐待防止の取組について確認。 ⑤施設整備のスケジュールについて確認。 ⑥職員の相談窓口について確認。 ⑦法人内のハラスメント対応について確認。

職務代理者	これをもって法人の面接審査を終了させていただきます。 それでは、書類審査、面接審査の結果をもとに、委員の皆さんの採点をお願いいたします。採点に先立ち、何か確認しておくべきことがございましたら、ご意見をお願いします。
委員	※意見交換
職務代理者	それでは、各自で採点をお願いします。採点が終わられましたら、回収して集計いたしますので事務局にお声がけください。 <採点> <集計>
職務代理者	集計結果発表 集計結果を発表します。 委員の過半数が基準点以上の採点でしたので、社会福祉法人堺あけぼの福祉会を採択することとし、堺市長に報告します。ご異議ございませんでしょうか。
委員	※異議なし
職務代理者	これをもって、グループホーム創設の審査を終了します。 閉会